

No.	仙台市いじめ問題専門委員会 再発防止に向けた提言	【参考】 仙台市いじめ対策等検証専門家会議 今後のいじめ対策についての提言	市・教育委員会の施策	事業単位 個票番号
1	各学校は、「見て分かる いじめ防止マニュアル」に基づき、学校教育計画を見直すこと		<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会作成「いじめ防止マニュアル」「学級担任のための生徒指導ハンドブック」などをもとに、各学校において、生徒指導計画、安全保健計画、学校いじめ防止等対策委員会による実施計画などの学校教育計画に、いじめ対策を具体的かつ明確に位置づけた。 ・年度末の学校評価を踏まえ、いじめの未然防止に向けた年間の取組成果を検討するとともに、必要な見直しを行っている。 	⇒11, 12, 15 ⇒15
2	各学校は、生徒指導問題について、具体的な事例を用いながら、チーム対応の確認、スクールカウンセラーの活用に関する研修を年度当初に行うこと。特に研修においては、震災、テレビゲーム、スマートフォン等の影響を含む、発達段階をふまえた子どもの深層心理に対する理解を含むこと	○スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー等について、その存在や役割に関する教職員への周知を徹底すること。その際、市長部局の専門機関など専門性を有する関係機関との連携の重要性についても周知すること	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会作成人権教育資料「みとめあう心」、新防災教育副読本「3.11から未来へ」などを活用しながら、道徳、総合的な学習の時間などにおいて、命の尊さ・大切さを考え、いじめ問題の理解を促す授業を実施している。 ・いじめアンケート、学級生活アンケート、「心とからだの健康調査」及び「すくすくシート」（生活習慣改善シート）などを活用して、児童生徒の変化やストレスの状態などの把握に努めている。 ・いじめ防止や危機管理に関する教職員の対応力向上を図るため、校内研修会を全校で実施している。 ・全教員がいじめを受けている児童生徒の心理状況を理解し、児童生徒に寄り添った聴き取りなどの対応を行うことができるよう、各学校においてスクールカウンセラーによる校内研修を年間計画に位置付けて実施している。また、教育委員会は、相談を受けた場合の児童生徒の特性や状況について、スクールカウンセラーを交えて組織的な対応ができるようスクールカウンセラー全体研修やいじめ対策教員研修を行っている。 ・いじめの定義等を確認し、「いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである」との認識のもと、些細な兆候や懸念、児童生徒からの訴え等、いじめの疑いに係る情報があつた場合には、学校いじめ防止等対策委員会を活用して組織的に対応することを、教職員へ周知している。 ・情報モラル教育リーフレット「大丈夫？ケータイ・スマホ～親子で考えよう「情報モラル」～」を全児童生徒及び保護者へ配付し、インターネットに係るいじめ等のトラブル回避について啓発している。 ・教育委員会は、インターネット掲示板等を定期的に関連するインターネット巡視を行い、児童生徒のインターネット等を介したトラブルの未然防止を図っている。 	⇒13 ⇒14, 21 ⇒5, 10, 11, 12 ⇒10, 28 ⇒10, 11, 15 ⇒5 ⇒18
3	各学校は、いのちの尊さを考える授業や活動を一学期の早い段階から行うこと		<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会作成人権教育資料「みとめあう心」、新防災教育副読本「3.11から未来へ」などを活用しながら、道徳、総合的な学習の時間などにおいて、命の尊さ・大切さを考え、いじめ問題の理解を促す授業を実施している。 ・5月及び11月に実施のいじめ防止「きずな」キャンペーンの中で、命を大切にす心や思いやりの心を育む授業及び、いじめについて考える授業を、配布された授業案を踏まえて実施している。 ・全中学校、中等教育学校前期課程の代表生徒（各2名）が、いじめ問題に関する理解を深め、いじめ防止リーダーの養成を図るための宿泊研修「いじめストップリーダー研修」に参加し、意見交換の結果等を学校に持ち帰り、全校生徒へ周知している。 ・全小中学校、中等教育学校前期課程の代表児童生徒（各1名）が、いじめ防止「きずな」サミットへ参加し、いじめや命の大切さを考える等をテーマとしたグループ協議を行い、意見交換の結果等を学校に持ち帰り、全校生徒へ周知している。 	⇒13 ⇒1 ⇒3 ⇒2
4	各学校は、児童生徒に対し、教員以外の相談者や相談機関が存在することを複数回周知すること	○各種相談窓口の存在と利用方法について、児童生徒・保護者に繰り返し周知を図るとともに、児童生徒の生活に浸透しているSNSの活用など、より相談しやすい環境整備に向けた検討を進めること	<ul style="list-style-type: none"> ・5月、11月に実施する、いじめ防止「きずな」キャンペーンの中で、いじめに関する学校の相談窓口や他の相談機関に関する広報・周知を行っている。 ・いじめの理解促進、早期発見・早期対応のため、『いじめ防止「学校・家庭・地域連携シート」』を作成のうえ、各学校より全児童生徒及び保護者に配付し、いじめ防止に係る学校と家庭・地域の連携を推進している。 ・生徒にとって身近で手軽に相談が可能なSNSを活用したいじめ相談について、長期休業前に複数回周知し、様々な悩みを抱える生徒への相談を実施している。 ・市立学校の全ての児童生徒及び保護者に対して、「24時間いじめ相談専用電話」や「教育相談室」をはじめいじめに関する相談窓口一覧を各学校を通して毎年配布している。 ・これまでのいじめ相談の課題であった、法律や福祉、医療の観点からの検討が必要な場合や、学校や教育委員会には相談しにくい場合にも対応し、学校や教育委員会とは異なる立場で児童生徒や保護者に寄り添った支援を行うため、新たないじめ相談窓口の開設に向けた準備を行った（令和2年6月1日「仙台市いじめ等相談支援室 S-KET」開設。様々な方策で窓口の広報周知を行っている）。 	⇒1, 33 ⇒33 ⇒17 ⇒16, 19, 34 ⇒20

No.	仙台市いじめ問題専門委員会 再発防止に向けた提言	【参考】 仙台市いじめ対策等検証専門家会議 今後のいじめ対策についての提言	市・教育委員会の施策	事業単位 個票番号
5	各学校は、保護者に対し、教員以外の相談者や相談機関が存在することやそれらの有効性を保護者説明会などの機会を利用して直接周知すること	○各種相談窓口の存在と利用方法について、児童生徒・保護者に繰り返し周知を図るとともに、児童生徒の生活に浸透しているSNSの活用など、より相談しやすい環境整備に向けた検討を進めること	<ul style="list-style-type: none"> いじめに関する学校の相談窓口や他の相談機関について、保護者懇談会や学校だより等により、保護者等への周知に努めている。 いじめ防止の推進を図るため、学校いじめ防止基本方針、学校の取組みや相談機関などについて、学校ホームページや学校だより等によって、PTA、学校支援地域本部や地域団体等への積極的な広報を行うなど、学校の実情を踏まえながら、連携を図っている。 いじめの理解促進、早期発見・早期対応のため、『いじめ防止「学校・家庭・地域連携シート」』を各学校より全児童生徒及び保護者に配付し、いじめ防止に係る学校と家庭・地域の連携を推進している。 市立学校の全ての児童生徒及び保護者に対して、「24時間いじめ相談専用電話」や「教育相談室」をはじめいじめに関する相談窓口一覧を各学校を通して毎年配布している。 	<p>⇒16, 17, 19, 32, 33, 34</p> <p>⇒15, 16, 17, 19, 32, 33, 34</p> <p>⇒33</p> <p>⇒16, 19, 34</p>
6	教育委員会は、全市的な研修や協議を行うなどの方法により、校内研修の実施内容を点検し、充実を図ること		<ul style="list-style-type: none"> 学校はいじめ防止・対応に係る校内研修の充実を図るため、研修事例の紹介や講師派遣を行うとともに、生徒指導担当やスクールカウンセラー担当の教員を対象とした研修会を実施し、効果的な研修方法等の周知を図っている。 教育委員会に「いじめ・不登校対応支援チーム」を設け、学校の組織体制や校内研修等の取組状況の確認、いじめアンケート後の処理・対応状況等のチェックを行い、早期対応・未然防止・予防措置等に対する指導・助言を行っている。 教職員に対するいじめ防止に係る研修会を適時実施している。 	<p>⇒6, 7, 10, 28</p> <p>⇒21, 25, 27</p> <p>⇒9, 10</p>
7	教育委員会は、管理職候補者を含め、管理職の学校危機管理能力の伸長を図る施策を行うこと	○校長や教頭の学校経営や危機管理等に関する能力の維持向上に資するため、外部との積極的な交流等を通じて研鑽を図ることができる機会を確保すること	<ul style="list-style-type: none"> 学校管理職をはじめ、主幹教諭やミドルリーダー等に対して、危機管理能力の更なる向上を目指した研修等を実施している。（臨時校長研修等） 平成27年度に、全市立学校長を対象に「再発防止等に係るアンケート調査」を実施した。 	⇒10
8	教育委員会は、各学校の教職員が信頼し合い協働して教育活動にあたることのできるように、人的配置、環境整備をさらに充実させること	○いじめ対策専任教諭・児童支援教諭の拡充を図りながら、学校全体の組織的対応力を向上させる取組を進めること	<ul style="list-style-type: none"> 指導困難学級等の状況を把握し、生徒指導や学級経営に係る的確な指導助言を行うとともに、学校の実情を踏まえ、教員や講師などの生徒指導支援加配や指導困難加配を行うなど、適切な人員配置や環境整備により一層努めている。 平成28年度より、いじめ対策専任教諭（全市立中、中等教育学校、特別支援学校）、児童支援教諭（小学校89校（令和元年度））及びいじめ対策支援員（小学校）の配置を行っている。 いじめ対応、学級経営、保護者対応など、教職員からの職務上の相談に対して、助言・指導を行う相談員2名を教育センターに配置した。 平成28年度より教育委員会内に「いじめ不登校対策班」を設置した。 	<p>⇒22, 23, 27, 28, 29, 30, 31</p> <p>⇒6, 7</p> <p>⇒8</p>

No.	仙台市いじめ問題専門委員会 再発防止に向けた提言	【参考】 仙台市いじめ対策等検証専門家会議 今後のいじめ対策についての提言	市・教育委員会の施策	事業単位 個票番号
9	教育委員会は、小中学校の9年間の体系的な学びが推進されることを視野に、地域から協力が得られにくい学校について、支援し改善を図ること		・小中学校間の円滑な接続に努め、児童生徒の心身の健全な育成を図るため、学校支援地域本部等の協力を受けながら、各学区において、子どもの実情や課題を踏まえた小中学校連携のあり方を検討のうえ推進を図っている。	⇒15, 32
10	教育委員会は、スクールカウンセラーについて、中学校区に複数名配置するなど、小学校と中学校が活用や情報について共有できるような在り方を検討すること		・小中学校の児童生徒に関する情報の共有化のために、中学校区に小中学校で連携できるようスクールカウンセラーを配置し、より効果的な活用を図っている。	⇒28
11	教育委員会は、今後より一層、「地域とともに歩む学校」を推進し、子どもたちの学ぶ意欲を高め、成長することの社会的意義を実感できるように、仙台自分づくり教育や学力向上等に取組み、その成果を市民に周知すること	○学校と地域の双方向性を重視した関係の構築のため、コミュニティ・スクールを早期に導入すること ○授業の補助に地域住民が入る取組は、学校と地域との協力体制にもつながるので、このような取組が長く続くよう努めること ○コミュニティ・スクール制度の導入により、学校と地域の双方向性を重視した関係の構築を進めること ○学校・保護者・地域のいじめ防止に関する意見交換や、授業の補助に保護者や地域住民が入る取組など、相互の理解につながる取組が長く続くよう努めること	・児童生徒の現状と成長の様子等に関する理解を広め、「地域とともに歩む学校」づくりを全校において推進していくため、仙台自分づくり教育、児童生徒による故郷復興プロジェクト、確かな学力育成などの取組状況や成果について、教育委員会ホームページや各校の学校だより等により、地域や市民への一層の周知を図っている。 ・学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能になるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）は、「地域とともに歩む学校づくり」を一層進めるために有効な仕組みである。コミュニティ・スクールの導入に向けて設置した「コミュニティ・スクール検討委員会」から令和2年1月に報告を受け、令和2年度からの設置に向けて準備を進めている。 ・コミュニティ・スクール検討委員会の報告書で示された五つの視点にあるように、学校・家庭・地域が「育む子ども像」を共有し、地域総ぐるみで子どもを育てる体制づくりを構築し、地域による学校への支援から双方向の「連携・協働」体制の確立に向けて、全市立学校・園で、順次、コミュニティ・スクールの導入することを目指す。 ・学校・保護者・地域の三者が連携していじめの未然防止、解決に向けた取り組みを進めるために、毎年意見交換の場を設定している。	⇒32
12	教育委員会は、重大事態が学校で発生した場合に、影響を受ける可能性のある者に対する多面的な心的配慮や介入（ポストベンションなど）について、学校が適切に実施できるように支援すること		・万が一、いじめによる重大事態が起きた場合に学校が適切に対応することができるようにするため、「いじめの重大事態に係る対処方針」を作成し、学校に配付し、各学校で自校化を図った。 ・スクールカウンセラー（2名）とスクールソーシャルワーカー（7名）を教育委員会内に配置し、必要に応じて学校へ派遣している。 ・平成19年度より、児童生徒に関わる重大な事件・事故、非常災害などが発生した場合、心の専門家であるスクールカウンセラーを派遣し、児童生徒や保護者、教職員の動揺や精神的な影響を最小限に抑え、学校が受けた衝撃を緩和し、学習環境を整備するため「心のケア緊急支援」を行っている。	⇒15, 24 ⇒24, 28, 29 ⇒24